

テイクアウトやテラス営業などのための道路 占用許可基準の緩和措置を延長します

宇部市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占用期間について、令和3年9月30日までとしていたところですが、このたびは令和4年3月31日まで再延長することとしました。



イメージ(株式会社にぎわい宇部提供)

今回の緊急措置のポイント (赤字部分が変更点)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u>であること ② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること ④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること
主体	<p>地方公共団体又は関係団体※¹による一括占用※²</p> <p>※¹ 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※² 個別店舗ごとの申請はできません。</p>
場所	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</p> <p>※ 歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>
占用料	免除（施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和4年3月31日まで （令和3年9月30日までを再延長）

【お問合せ】

宇部市道路整備課道路政策係（管理担当）

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

T E L : 0836-34-8420 (直通) F A X : 0836-22-6049